

第209回千代田区建築審査会議事録

日 時： 令和 7 年 10 月 20 日（月） 午後 2 時 30 分から午後 2 時 55 分まで

場 所： 区役所 4 階 402 会議室

参加委員： 3 名

会	長	関	智文
委	員	宇於崎	勝也
委	員	山崎	芳明

議 題： 建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

- (1) 議案第36号 バス停留所上家 万世橋（秋葉原駅前方向）
- (2) 議案第37号 バス停留所上家 永田町（新橋駅前方向）

結 果： いずれも同意した。

議事の概要

会長	議案第36号及び第37号について、まとめて詳細を説明願いたい。
千代田区	<p>道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線バス停留所の上家を、議案第36号については新設し、議案第37号については建て替えるものである。</p> <p>いずれも、雨風や日差し除けの効果に加え、ベンチの設置などにより公共交通機関としての利便性や快適性の向上を目的とした公益上必要な建築物である。</p> <p>道路に対する影響については、所管の警察及び消防署並びに道路管理者から交通上支障がない旨の回答を得ており、各歩道残幅員からも通行上支障がないと判断できる。</p> <p>このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求めたい。なお、議案第36号の万世橋（秋葉原駅前方向）バス停留所上家は、過去に第205回建築審査会議案第30号として建築基準法第44条第1項第2号適用の同意を得たが、工事着手後に上家の基礎と地中埋設管（電線共同溝）が干渉することが判明して設置位置が変更されたため、別の計画として再度許可申請がなされたものである。</p>

委員	議案第36号について、以前許可した案件の再許可であるが前回許可の取消申請はないのか。
千代田区	工事取りやめ届を同時に提出してもらうことが望ましいが、前許可等の工事取りやめ届がないと次の申請が提出出来ないわけではない。提出時期は確認する。
委員	議案第36号及び第37号の計画では乗車口と降車口の間に植栽や電気ボックスといった障害物が配置されているが、運転手がバックミラーで降車状況を確認する際の妨げになるのではないか。
千代田区	バス営業所との事前協議においては、乗降動線の確保ができるため問題ないと回答であった。
委員	議案第36号について、工事着手後に上家の基礎と地中埋設管が干渉することが判明した経緯を説明してほしい。
千代田区	エスパー調査により地中埋設管がないことを確認してから許可申請を行ったが、実際に掘削したところ上家の基礎と干渉する位置に地中埋設管があることが判明した。エスパー調査の結果が誤っていた原因は確認する。
委員	議案第36号について、現況図にある高木はどこに移植するのか。
千代田区	移植ではなく撤去になったと聞いている。
会長	反対意見がないようであるので、議案第36号及び第37号について同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上